

## 第3章 計画の基本理念と施策

### 1. 基本理念

現代は少子・高齢化や核家族化の進行、また、近所づきあいがほとんどないなど「地域のつながり」が著しく希薄化しています。

その一方で、東日本大震災をはじめとした大災害が発生したとき、人は「地域の結びつき」、「人と人との支えあい」がいかに重要であるか気づきます。

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子どもをはじめとした各種行政サービスの提供や、各種制度の充実はもちろんのこと、その地域に住む人々が、いかにお互いにつながりを持って、そして支えあって、助け合っていくのが非常に重要です。

市では、子どもから高齢者まで、全ての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現を目指すべく、第1期及び第2期恵庭市地域福祉計画において、「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」を基本理念に掲げ地域福祉の推進に取り組んできました。

今後においても「地域のつながり」の希薄化が予想される中で、地域福祉を推進するためには、人のまごころや支えあいが一層重要であることから、第3期恵庭市地域福祉計画においても、第1期・第2期計画の基本理念を継承し推進することとします。

#### 基本理念

人にも花にも まごころこめて  
みんなで育てるやさしいまち えにわ



## 2. 基本目標及び施策

基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現を目指すため、本計画は第2期計画の基本目標を継承し、基本施策を次のとおりとします。

### **基本目標 1 基本理念の共有化による地域福祉の推進**

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合いが非常に大切であり、その推進役である市民、関係機関・団体、行政等は共通の認識を持って取り組んでいかなければなりません。そのためには恵庭市地域福祉計画の基本理念である「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」のとおり、一人ひとりが思いやりの気持ちをもって地域の一員として生活していくことが大切であり、そのため、地域福祉に携わる人すべてに意識啓発が必要です。広く啓発を行うことで地域福祉施策の推進につながります。

#### **施策 1 地域福祉の意識啓発**

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

また、地域福祉の意識を高めるためには、地域における福祉の問題は他人の問題ではなく自身の問題という意識を持ち、それを地域住民や行政等と共有することが、地域福祉の推進へ結びついていきます。

今後も、市民の福祉意識の啓発や生涯にわたる福祉教育を推進していくことで、地域福祉を推進していくことが求められます。

### 《具体的施策》

- ① 地域福祉計画の理念や施策及び地域福祉の重要性について、広報やホームページ等で啓発を図ります。
- ② 要介護高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
- ③ 仕事と子育ての両立を可能に出来るような職場づくりへ向けての啓発活動や、雇用関係の各種助成金制度についての周知を行うなど、企業に対する地域福祉に関する意識啓発に努めます。

## 施策2 福祉教育の推進

高齢者や障がい者などへの理解を深め、人を思いやり、支え合う気持ちを養うためには、子どもの時からの福祉教育が大切です。そのため、福祉をテーマにした学習や福祉関係団体の活動への参加を通して、福祉への関心と理解を深めることが重要です。福祉教育の推進のため、以下の施策を展開します。

### 《具体的施策》

- ① 地域福祉理解への取組として、小中学校の総合的な学習の時間により、特別養護老人ホームなどの福祉施設を訪問する体験的な福祉の学習など、福祉教育を実施します。
- ② 社会福祉協議会において、福祉やボランティアに対する意識を高めるため、児童生徒のボランティア活動普及事業を推進します。

## **基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用促進**

近年、市民の福祉へのニーズは増加し、保健・医療・福祉等の各分野にまたがるなど多様化しているため、個々の状況や課題に応じた福祉サービスが選択でき、支援を受けられることが必要です。

このため、福祉サービスのきめ細かな提供基盤を充実させ、関係機関・団体等との連携のもとに相談体制や情報提供を強化し、市民が安心して福祉サービスを受けられる地域づくりを目指します。

### **■基本施策 1 ■ 福祉に関する相談体制の充実**

#### **施策 1 相談支援窓口・体制の充実**

高齢者や障がい者、子どもに関する様々なことに対応するため専門的な窓口を設置していますが、市民の方々それぞれが抱える悩みや問題などを的確に把握し、問題解決へ導くためには、相談体制や実施体制の充実が必要です。今後とも市民ニーズに対応するため、相談体制等の整備・充実を図っていきます。

#### **〈具体的施策〉**

##### **(1) 子どもの相談窓口・実施体制**

子どもの相談においては、健康面については、保健師等の専門職を配置し、乳幼児健診や育児教室ほか各種母子保健事業等における相談や、電話、家庭訪問等により子どもの発育や発達、育児への悩みなどに対応します。

また、ひとり親家庭・子ども家庭相談をはじめ児童虐待やDV（配偶者からの暴力）などの相談に対応するため、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等を設置して各種問題解決へ向け取り組みます。

さらには、子育て支援の相談においては、保育園や子育て支援センターにおける地域交流保育により相談機能の充実を図ることや、利用者支援の担当職員を配置し、多様化する保育サービス等の情報提供や相談・助言を行う利用者支援事業を実施しています。

今後は、これら相談窓口や体制を含め、子どもに関する相談体制のさらなる充実を図ります。

### (2) 障がい者の相談窓口・実施体制

障がい者関係については、障がい福祉課に社会福祉士を配置、さらには恵庭市障害者相談員（道条例の地域相談員と併任）を配置し、地域における相談の充実を図っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センター（e-ふらつと）を設置し、高度な専門相談を実施することで窓口相談体制の充実を図りました。さらには発達に不安にあるお子さんに対しては、保健師との連携により乳幼児健診時の相談や乳幼児発達支援教室の開催等により早期発見・支援に取り組みました。

今後においても「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」など必要な機能強化に取り組みます。

### (3) 高齢者の相談窓口・実施体制

高齢者関係については、保健師による窓口や電話を含めた各種健康相談や家庭訪問を実施し、相談を受けるなど相談体制の強化を図っています。

高齢者に関する相談や介護保険サービスの手続きについては、保健師など専門職を配置し、さらには地域包括支援センターにおいて相談に対応し、地域に密着した高齢者虐待を含む各種相談や支援機能等の充実を図っています。

今後の高齢者人口の増加に対応するために、現在設定している3箇所の日常生活圏域を4箇所とし、併せて新たな地域包括支援センターを設置し、より効率的に身近な地域での相談体制の整備を図ります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めます。

#### (4) 生活困窮者の相談窓口・実施体制

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者が、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律に基づき、市において相談窓口を設置し、自立相談支援事業、住居確保給付金支給等の事業に取り組んでいます。これらの取り組みを充実させるため、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉協議会等各関係機関とのネットワークを構築し、相談窓口の体制強化に努めるとともに生活困窮者の把握へとつなげます。

#### (5) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、担当区域内において気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談に乗り、各種福祉サービスにつなぐ等地域の見守り役として継続した支援活動を行っています。

今後はさらに民生委員の制度の周知を図るとともに身近な相談相手としての機能の充実を図ります。

### **施策2 情報提供体制の充実**

福祉サービスの情報提供は、サービスを受ける人が分かりやすく、そして簡単に情報を得られるような仕組みづくりが必要です。

市および社会福祉協議会においては広報紙やホームページやコミュニティFM、ガイドブックをはじめとした冊子等において各種事業等に係る情報提供を行っていますが、今後ともさらに迅速な情報提供が必要です。

すべての市民が保健や福祉、医療等さまざまな福祉情報を公平に取得できるよう、また点字や録音等による情報提供の充実が必要です。

#### **《具体的施策》**

- ① 市や社会福祉協議会のホームページにおいて、高齢者、障がい者、妊婦、子ども等に係る福祉に関する情報をタイムリーに提供します。また、特に伝えたい事案に関しては、

その事案に特化したホームページやメールマガジンを構築し、情報提供の充実に努めます。

- ② 市や社会福祉協議会の広報紙において、福祉の情報提供や啓発活動に努めます。
- ③ 福祉に係るガイドブック等の周知を図り、情報提供に努めます。
- ④ すべての市民が保健や福祉、医療等さまざまな福祉情報を公平に取得できるような、点字や録音等による情報提供の充実に努めます。

### **施策3 生活困窮者支援対策への取組**

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者に対し、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律に基づき、市においては相談窓口を設置し、生活困窮者がどのような問題に直面しているのかを把握し、適切な支援を行うためのプランの作成などの「自立相談支援事業」、また、失業等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、家賃を支給する「住居確保給付金」の支給等の事業に取り組んでいます。

これらの取り組みを充実させるため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、関係機関等との連携が必要であり、地域において生活困窮者に対する支援の充実に努めます。

#### **《具体的施策》**

##### **自立相談支援事業**

・生活困窮者の相談に応じ、生活困窮者が抱える課題や問題点等を評価・分析して個々人の状態にあったプランを作成し、関係機関と連携し必要なサービスの提供につなげます。そして、プランに基づく支援後もそれらの状況を適宜把握し、困窮者の自立までを継続的に支援する事業です。

##### **住居確保給付金**

・離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を支給する事業です。

## ■基本施策2■ 地域福祉ネットワークの構築

### 施策1 地域福祉ネットワーク化の推進

高齢者や障がい者、子どもなど様々な問題を抱えた人たちが、その問題を解決するために、行政をはじめ各種関係機関へ相談を行い、相談を受けた機関はその解決へ向け、問題点の洗い出しや実態の把握、問題解決へ向けた最善の方策を検討し実施します。

しかし、相談を受けた機関のみでは、情報量の少なさや解決の手段にも限界があり、相談者の根本的な問題解決につなげることは困難です。

相談者の立場に立って根本的な問題を解決するためには豊富な知識や情報等が必要であり、違った立場からの助言を得ることで新たな解決への道が開かれます。

第1期・第2期恵庭市地域福祉計画では、地域福祉のネットワークを構築し、行政をはじめ様々な関係機関が連携を強化することにより、課題の検討や共通理解を深め、一層の地域福祉の推進を図ることを目指し、具体的な施策を掲げていますが、第3期計画においても、基本的にその考え方や施策を継承し、さらなる充実を図ることとします。

#### 〈具体的施策〉

- ① 障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）に、地域の障害福祉関係機関ネットワークである障がい者地域自立支援協議会の運営を委託し、地域の相談支援事業者との連携を行う等相談支援のネットワーク化を図っていますが、この体制をさらに充実させます。
- ② 恵庭市発達支援推進協議会を設置し、関係機関と連携を図り、発達に心配のある、または、障がいをもつ児童の支援に努めています。今後も充実努めます。
- ③ 高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、恵庭市SOSネットワーク、認知症グループホームネットワークの会等において、関係機関の連携に努めているところですが、今後もこれらの連携体制の強化を図ります。
- ④ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、介護保険法に制度化された「在宅医療・介護連携推進事業」を推進します。
- ⑤ 要保護児童ネットワーク協議会を設置し、関係機関との連携を強化し、児童虐待をは



じめ要保護児童等の支援に取り組んでいます。今後も関係機関との連携を図ります。

- ⑥ 地域支援ネットワークの構築のための、包括ケア会議において、保健・医療・福祉の面における連携を行っています。今後もさらに連携の強化を図ります。

## **施策2 虐待防止・DV防止の推進**

虐待はその多くが、家庭や施設の中で行われるために発見されにくく、しかも虐待者が保護者や養護者、使用者（雇用主など）であるために自らが逃げたり、救いを求めることが大変難しいのが実情です。このため、周りにいる方の温かい気持ちからの協力（通報や連絡）が必要です。

市では、虐待を重大な人権侵害と捉え、地域福祉に関わりのある方をはじめ、市民の皆様の協力を得て、虐待を受けている高齢者や子ども、障がい者、配偶者からの暴力（DV）を受けている方などの早期発見と迅速な安全確認に努めています。そして虐待防止の啓発を図り、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。

### **《具体的施策》**

- ① 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティアなど地域福祉活動を実践している方たちの見守りに活動により、虐待やDV等の早期発見につなげます。
- ② 高齢者の虐待防止への取り組みの一環として警察等24関係機関から設立された「高齢者虐待防止ネットワーク会議」により高齢者虐待防止のための取り組みを推進します。
- ③ 障がい福祉課及び障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）に虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び通報等に対する対応を行っていますが、今後もさらに関係機関との連携を図ります。
- ④ 要保護児童ネットワーク協議会を設置し、ケース会議の開催や日頃から緊密な情報交換を行うなど関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組んでいます。今後もさらに関係機関との連携を図ります。

### **施策3 関係機関との連携強化**

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと生活が出来るようになるためには、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築き、共に支え合い、助け合う体制の整備が必要です。

そのために、行政や地域福祉を推進する上で重要な役割を果たしている社会福祉協議会が中心となって、地域住民の身近な相談者・支援者として大きな役割を果たす民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティア等地域福祉活動を実践している様々な人たちなど、自らの垣根を越えた連携を図るとともに、それぞれが果たすべき役割を踏まえながら、地域福祉の体制づくりを構築することが必要です。これらの地域福祉の体制の充実に対し支援を行うよう努めます。

#### **〈具体的施策〉**

- ① 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティアなど地域福祉活動を実践している人たちのネットワークの連携を強化します。

## ■基本施策3 ■ 福祉サービスを安心して利用できるシステム

### 施策1 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

市は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、子どもや高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進、児童福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

#### 〈具体的施策〉

- ① 成年後見制度を必要な市民が適切に利用できるよう、情報提供、利用に関する相談や市民後見人の育成・フォローアップ等を行う成年後見センター（仮）を整備します。
- ② 地域包括センターなどの関係機関で構成した「成年後見ネットワーク会議」を活用し、制度の普及啓発や学習会、研修会等を開催し、ネットワークの機能の更なる向上を目指します。
- ③ 社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業の周知徹底を図り、制度の活用を促進します。
- ④ 障がい者の権利擁護を推進するため、障がい者の不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供など障害者差別解消法の周知・啓発を推進します。

## **施策2 苦情相談などの周知**

福祉サービスを充実することは、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて利用できるようにする提供体制の充実だけではなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが重要です。

サービスの質の向上や改善につなげていくため、サービスを利用する人たちが安心して苦情を言える環境づくりが必要であり、行政をはじめ、各種苦情に係る申し立て方法に関し周知を図ります。

### **《具体的施策》**

- ① 支給決定通知や認定通知等各種通知に、不服申し立て等があった場合の申し立て方法について記載し、また、申し立てに至らないよう窓口等において丁寧な対応に心がけます。
- ② 高齢者に関するサービスや障がい者に関するサービス、子どもに関するサービスについて行政や事業者に対し、苦情や申し立て等を行うための解決機関等について情報提供を行います。

## **基本目標 3 地域における社会福祉事業の健全な発達促進**

地域福祉の向上のためには、福祉サービスを提供する事業者が利用者のニーズにいかに対応するかが大きな要素の一つです。そのためには優秀な人材の育成が必要であり、また、地域福祉全体の底上げを図るため、以下の施策を推進します。

### **■基本施策 1 ■ 福祉サービス事業の育成**

#### **施策 1 福祉サービス事業の充実**

福祉サービスの多くは、利用者の主体的な選択と自己決定に基づきサービスを受けるという利用者本位の提供体制となっています。利用者本位の制度への転換により提供事業主体も多様化しており、福祉ニーズの増大・多様化により、福祉サービスを供給する側もより高度で多様な福祉サービスを提供することが求められています。

市においては保健・医療・福祉との連携を強化した福祉サービスの質と量の確保を図ってきましたが、今後も計画的で柔軟なサービス提供体制を確保するために、福祉サービス事業者との連携や事業者同士の情報交換等交流の場を充実するとともに、地域に密着した多様な新規事業者の参入を促し、福祉サービス事業の育成を図ります。

#### **《具体的施策》**

- ① 市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、サービス事業者とのネットワーク・連携の強化を図ります。
- ② 立ち上げ間もない福祉サービスを提供するNPO法人や団体等が、地域の福祉サービスの提供者の一員となれる様、積極的に情報提供をするなど側面的な支援を行います。
- ③ 介護保険等をはじめとして、多くの福祉サービスは民間事業者が中心的な担い手となっていることから、競争原理のもとサービス基盤の充実を図るとともに、事業者に対し「第三者評価」や「自己評価」等についての啓発を行い実施につなげることで、サービスの質の向上を図ります。

- ④ 障がい者地域自立支援協議会において福祉サービス提供体制等の情報を共有し事業所開設や新規参入の促進に努めます。
- ⑤ シルバー人材センターでは、配食サービス等によるひとり暮らし高齢者の安否確認など、地域福祉向上のための活動を行っています。今後とも、シルバー人材センター活動が促進されるよう、施策を推進していきます。

## ■基本施策2 ■ 福祉を担う人材の育成

### 施策1 人材の育成・確保

高齢者関係、障がい者関係、子ども関係において、それぞれが安心して福祉に係るサービスを受けるためには、良質なサービス内容であることはもちろんのこと、サービスを提供する側においても高い知識やノウハウ、技術等を兼ね備えていなければなりません。

それらを向上させるため、各種情報の提供や研修の実施等を推進することで、福祉を担う人材の育成・確保に努めます。

#### 《具体的施策》

- ① 質の高い介護保険サービスの提供のため、介護保険事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。
- ② 地域包括支援センター、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等と連携し、介護職員の資質向上の取り組みの支援をします。
- ③ 保育園の保育の質の向上のため、外部講師の活用を含めた研修内容の充実を図り、人材の育成に努めます。
- ④ 地域における障がい福祉事業者や、関係機関等で構成する障がい者地域自立支援協議会と連携し、研修機会の提供や人材育成に努めます。

## **基本目標 4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進**

地域における支え合い、つながりや絆を深めるためには、地域福祉に関する活動へ参加するきっかけづくりが必要です。活動場所の受け皿の整備はもちろん、地域福祉に日頃から関わっている様々な方たちと、いかに関わりを持てるのかが地域福祉の充実に結びつきます。市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことが出来るような施策を推進します。

### **■基本施策 1 ■ 恵庭市社会福祉協議会との連携強化**

#### **施策 1 恵庭市社会福祉協議会との連携強化**

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、福祉に係るニーズに対応するため、地域に密着しながらさまざまな事業を行っており、地域福祉活動の要として重要な役割を担っています。

また、行政とのつながりが非常に強く、高齢者虐待ネットワーク会議や障がい者地域自立支援協議会等のメンバーになるなど、市の福祉施策にも大きく関わっています。このように社会福祉協議会は、地域福祉推進のための活動を行っており、今後もこれらの活動に対し積極的な支援を行うとともに、継続的な連携を行います。

#### **《具体的施策》**

- ① 地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」をより進めるため、財政的な支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う各種事業等に関し協議や情報の共有を行うなど、連携の強化を図ります。
- ② 社会福祉協議会へ移管した各種事業において、必要に応じ協議や支援を行うなど、事業推進のための連携を図ります。
- ③ 障がい関係では福祉用具の貸し出しや外出支援、権利擁護支援などを活用することで社会福祉協議会との連携を引き続き図ります。
- ④ 介護予防活動（いきいき百歳体操等）をはじめ、ふれあいサロン事業との連携を図り

ます。

- ⑤ 福祉施策向上のため、社会福祉協議会へ移管・委託した業務のみならず、社会福祉協議会における業務が円滑に実施されるよう、常に連携を図りながら、引き続き支援を行います。

## ■基本施策2 ■ 民生委員児童委員活動の推進

### 施策1 民生委員児童委員の活動支援

民生委員児童委員は、高齢者をはじめ、それぞれの担当区域において、見守りを必要としている家庭を訪問し、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供を行うなど、地域の身近な「相談役」として、また、各種相談や見守り活動などを通じ、支援の必要な方の継続的な支援など、地域福祉の推進役として大きな役割を果たしています。

さらに、民生委員児童委員は、行政をはじめ各福祉関係機関、学校をはじめ様々な機関との連携や協力も積極的に行うなど、地域福祉の向上に寄与しています。

今後とも民生委員児童委員の活動が円滑に行うための支援を行います。

#### 《具体的施策》

- ① 民生委員児童委員の活動内容について市民へ周知します。
- ② 民生委員児童委員における研修活動等自己研鑽・資質向上への支援を行います。
- ③ 関係機関をはじめ、様々な機関との連携への支援を行います。
- ④ 民生委員児童委員すべてが情報を共有出来るよう、情報提供の充実に努めます。

## ■基本施策3 ■ 地域力による福祉活動の推進

### 施策1 地域福祉活動への支援

現在は、ライフスタイルの変化等により、近所づきあいがほとんど無いなど、地域へのつながりが希薄化しています。そのため孤独死の防止や子育て家族の支援等の地域福祉活動は、行政の力だけではその実践は難しく、関係機関や団体との連携は必要不可欠です。



町内会・自治会は地域の発展のため、保健衛生、福祉、防災、環境整備、青少年育成、文化事業など地域のつながりをより強くするための様々な取り組みを行っています。

地域福祉活動を推進していくうえで、これらの町内会・自治会の取り組みは、高齢者や障がい者、また子どもの育成等において重要な役割を持っており、町内会・自治会との連携は必要不可欠であると考えます。

今後とも、町内会・自治会との連携を一層強化し、地域福祉活動の推進を図ります。

### 《具体的施策》

- ① 自治活動交付金により町内会・自治会等の自主的活動を継続的に支援します。
- ② 高齢者等一人暮らし世帯の方などへの除雪サービスを町内会へ委託するなど、地域の見守りや支えあいを推進します。

## 施策2 地域福祉のつながりの活用

地域福祉の推進のためには、高齢者関係や障がい関係、さらには子ども関係等それぞれのネットワーク、また相互間におけるネットワークは必要不可欠でありとても重要なことです。

しかし、少子化や高齢化、孤立化等が進む現代の社会の中では、ご近所を含めた周囲との関係が希薄になっており、今後の地域の見守りを推進する上でも、これらのネットワークのほかに、様々な地域で活動する方々とのつながりが非常に重要となります。

これらを実践するため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、ボランティア、老人クラブ、その他福祉団体等とのつながりが持てるよう支援を行うことで、地域福祉の推進を図ります。

### 《具体的施策》

- ① 身近な地域で気軽に集まれる居場所づくりとして、また介護予防の場として、恵庭市社会福祉協議会で「ふれあいサロン事業」を実施しています。この事業の継続や拡大に向けて施策を推進します。
- ② 恵庭市社会福祉協議会では、町内会・自治会が実施している地域での支え合いを主とした「小地域ネットワーク活動」に対して支援を行っています。今後とも、必要な支援を

図り、事業を推進します。

- ③ 保育園行事への地域老人クラブの参加などにより世代間の交流を図っています。これからも世代間交流の推進を図ります。
- ④ 「何かを始めたい」、「こんな知識・技術を身につけたい」、「ステップアップしたい」と願っている人のために、まちの財産とも言えるさまざまな知識・経験・技術を持っている人やグループを紹介する「えにわ知恵ネット」の活用を推進します。
- ⑤ 地域の人々が気軽にふらっと立ち寄ることができ、偶然の出会いや世代間交流を図るための施策を展開していますが、今後もさらに新しいコミュニティづくりを推進していきます。
- ⑥ 市では、公私が協働して行う事業を展開しています。公私がそれぞれの役割を自覚しつつ、お互いに協働することにより、福祉サービスの向上が図られるよう、公私協働の施策を推進します。
- ⑦ 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。

### **施策3 地域における見守り活動の推進**

近年、高齢者をはじめとしたひとり暮らしの世帯が増加しており、また隣近所交流が希薄になっていることから、高齢者等の孤立死が増加しています。

市では、高齢者をはじめ障がい者など福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らしていけるよう、行政、警察、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員、老人クラブ等地域福祉に係る関係機関、また高齢者等の自宅を訪問する機会が多い電力供給事業者・ガス供給事業者・郵便局・新聞販売店・配食業者・クリーニング事業者等とネットワーク（恵庭市地域見守り隊）を構築し、地域の見守りに取り組んできました。

今後も、これらのネットワークを強化し、高齢者や障がい者をはじめ地域に暮らしている方々が、地域で孤立し誰にも看取られずに亡くなる「孤立死」の発生を防ぐため体制を強化します。

また、子育て家庭においても、子育ての孤立や育児不安の抱え込みをすることがないよ

う、行政・地域が一体となった見守り活動を推進します。

### 《具体的施策》

- ① 恵庭市地域見守り隊について、市民や企業等に対する周知を行い、見守り活動および見守り体制の強化へつなげます。
- ② 認知症のある方や障がいのある方などの行方不明に対し、警察や地域、行政が連携して事故を未然に防止、または早期発見に努める「恵庭市SOSネットワーク」活動を推進します。
- ③ 高齢者等ひとり暮らし世帯の方などへの除雪サービスを町内会へ委託するなど、地域の見守りや支えあいを推進します。
- ④ 支援を必要とする高齢者の把握のために関係機関と連携し情報収集を行います。
- ⑤ 包括ケア会議等による情報共有の推進を図ります。
- ⑥ 地域子育て支援事業ほか子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。

## ■基本施策4 ■ボランティアとNPO法人などによる地域福祉活動の促進

### 施策1 ボランティア活動の活発化と人材の養成

福祉に関わるボランティアやNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者への支援等、さまざまな分野で活躍しています。

ボランティア活動の中心を担う社会福祉協議会は、ボランティアの活動をしたい人や協力を得たい人との橋渡しを行う「ボランティアセンター」を運営しています。今後とも、センターが安定して運営されボランティア団体の活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターに対し、機能強化等への支援を行うことがボランティア活動の活発化へとつながります。

また、NPO法人においても高齢者や障がい者等に対する地域福祉サービスに果たす役割が大きいことから、ボランティア団体とのネットワークの拡充強化が必要です。

さらには、ボランティア活動の活発化を図るため、ボランティアに係る人材の養成に努めます。

## 《具体的施策》

- ① 広報紙やホームページを利用して継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう問い合わせ先等の周知を図る等、ボランティア活動への参加を促進します。
- ② ボランティア活動を始めるきっかけとなるような情報提供や相談機能の充実を図ります。またボランティアに対してはボランティアセンターだよりを送付し、研修会の案内やボランティアの募集等の情報を提供することで、ボランティア活動の促進及びボランティア人材の養成を図ります。
- ③ ボランティア活動を始めるきっかけとして、高齢者が介護施設等でボランティアとして参加し、その活動に対しポイントを付与し、ポイントに応じて交付金を支給する「ボランティアポイント事業」への取り組みを進めます。
- ④ NPO法人は地域福祉に大きく寄与する団体であることから、NPO法人とボランティアとの結びつきを深めるため、ネットワークの強化を図り、双方の活動の活性化を促します。
- ⑤ 市民がNPOに関心や参加を促進するため、啓発等の支援に努めます。

## 施策2 NPO法人への支援

福祉に関わるNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たすことが予想され、高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等、さまざまな分野での活躍が期待されます。

市では、NPO法人の事業充実を図るため、各種セミナーを開催し、経営に対する支援を行うとともに、活動の充実を目指すため、市民がNPO法人に対し寄附しやすい環境整備として、NPO法人の条例個別指定制度を導入したところです。

今後はこれらの仕組みづくりについて、福祉に関わるNPO法人の活動が活発化するよう周知を図るとともに、引き続きNPO法人の支援に努めます。

## **基本目標5 これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進**

地域に住んでいる人たちが快適に暮らせる環境整備を図るためには、移動手段の確保や利用しやすいまちが整備されていることが必要です。このため、交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを目指します。

また、子育てに関すること、就労支援に関すること等の充実もみんなが安心して暮らすために必要であることから以下の施策を展開します。

さらに、みんなが安全に暮らせるよう、地域や関係機関、行政が協力し合いながら、地域の防犯・防災体制の促進に係る施策を展開します。

### **■基本施策1■ 魅力あるまちづくり**

#### **施策1 子育て支援のまちづくり**

第2期恵庭市地域福祉計画の期間内においては、子育て支援に関し、母子手帳の交付、妊婦・両親教室、妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業の実施や、「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき、子育て支援センター、学童クラブ、子どもひろば等、子どもが安心して過ごす事が出来る場所づくりの充実、また、子どもと子育て家庭を取り巻く環境に応じ、子どもの成長と子育てを支援し、安心して子供を産み育てることができるよう、「えにわっこ安心プラン」に基づき、子育て支援に関し各種施策を展開しました。

今後は、さらにこれらの子育て支援の充実を図るため、平成27年度より計画が開始される「恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画「えにわっこ☆すこやかプラン」」に基づき、子育て支援に関する各種施策に取り組み、恵庭市に住む親子が幸せに暮らすことが出来るよう子育て支援の推進を図ります。

## 《具体的施策》

- ① 恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画「えにわっこ☆すこやかプラン」に基づき、結婚、妊娠、出産、育児等切れ間のない支援を行うとともに、心や身体、健康、子どもの権利擁護等子どもの視点に立った施策を講じることにより、さらなる子育て支援の充実を図ります。
- ② 子育てに関する様々な情報について、積極的に発信することで、広く市民に周知し、子育ての支援の一翼を担います。

## 施策2 花のまち 恵庭

花のまちづくりは、身近な自然環境や地域の歴史や文化を大切にするとともに、快適で質の高い生活と美しい地域をつくりながら、まちを発展させていくことを目的としています。身近な例でいえば、花壇の花植えなどを通じ、地域の人たちが花を通して交流することができることが、地域の人たちのつながりができ、新たな一体感が生まれることとなります。このような花のあるまちづくりが、地域福祉の発展に生かされるよう、施策を推進していきます。

## ■基本施策2 ■ 福祉でまちづくり

### 施策1 交通環境の整備

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して施設を利用し、移動できる環境整備が必要です。

そのため、市では「恵庭市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通の効率化及び高齢化社会における足の確保、交通空白地域・不便地域における生活交通の確保を目指した取り組みを行ってきました。具体的には、エコバスについては、市街地の循環路線を本格運行、また、エコタクはエコバスの区域外にお住まいの方を対象に自宅と公共施設間の送迎を実施しました。今後は、さらに交通空白地域へ交通環境の整備について検討が必要です。

### 《具体的施策》

- ① 公共空白地域へのエコバスの新規路線の乗り入れについて検討します。
- ② 障がい者や介助が必要な方など、一人では公共交通を利用することが困難な移動制者に対して、介護・福祉タクシーや福祉有償運送などの福祉交通が利用しやすい環境づくりを推進する等、福祉交通による支援を行います。

## 施策2 バリアフリーのまちづくり

子どもや妊産婦、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が外出先での移動がスムーズに行えるよう、公共施設や公共空間のバリアフリー化が求められています。

市では、「恵庭市バリアフリー基本構想」に基づき公共施設や公園、また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めるとともにユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを行ってきました。

今後とも、バリアフリー基本構想に基づき、国、北海道、公共交通機関、公安委員会、市など関係する機関と市民団体で設置された「恵庭市バリアフリー協議会」において、関係機関とより連携を深めながら、事業を円滑に進めます。

### 《具体的施策》

- ① 恵庭市バリアフリー基本構想実現のため、「恵庭市バリアフリー協議会」において関係機関との連携を深め、事業を円滑に進めます。
- ② 「恵庭市バリアフリー特定事業計画」に基づき、公共施設・道路・公園等バリアフリー化を計画的に進めます。

## 施策3 就労支援の充実

これからもこのまちで暮らしていきたいと思える福祉のまちづくりには、そこに暮らしている方の経済的自立も大きな要素になります。第2期恵庭市地域福祉計画では、そのような方々を支援するため、ハローワークと連携した恵庭市地域職業相談室（ジョブガイド恵庭）を設置し、就労機会の難しい方にも身近に相談できる環境づくりを目標に掲げ、取

り組みを行いました。

また、ひとり親家庭等の施策としては、自立支援教育訓練給付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付事業を実施し、ひとり親家庭の就労支援を行うとともに、障がいの関係としては、障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）において、障がい者就労相談・就労支援の機能強化等様々な分野において就労に係る施策を行っています。

そのような中、国においては平成27年度より、「生活困窮者自立支援法」をスタートさせ、生活保護に至る前の生活に困窮した方々が、就労を含め自立に至るよう、自立相談支援機関における相談支援や、求職中で住宅のなくなるおそれのある方に対する住居確保給付金の給付を必須事業とし、生活困窮者の自立支援策を強化しました。

また、福祉のまちづくりの推進には生活困窮者だけではなく、就労を求めている方々のニーズに応えることが必要であり、そのためには、ハローワークとの連携がますます重要であることから、今後もさらにハローワークとの連携を深め、就労支援の充実を図ります。

## ■基本施策3 ■ 災害時に備えたまちづくり

### 施策1 地域防犯・交通安全の推進

交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が強く求められています。

また、子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者が被害者となる凶悪犯罪の発生、高齢者などを狙った犯罪の多様化、巧妙化を背景に防犯体制の強化が強く求められています。

市では、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、または滞在することができる地域社会を実現するため、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、それを推進するため「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して取り組みを行っています。今後もこの計画に定められている施策に基づき、安全で安心なまちづくりを推進します。



## 《具体的施策》

- ① 「安全で安心なまちづくり」を推進するため必要な情報を収集し、その情報を広報紙及びホームページ等により提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施します。
- ② 学校及び市民との協働により、通学路及び公園等の施設において、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。
- ③ 高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に向けた啓発活動に努めます。
- ④ 地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 関係機関や犯罪被害者等を支援する団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。
- ⑥ 犯罪及び交通事故を防止するため、防犯施設及び交通安全施設の整備に努めます。
- ⑦ 市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

## ■基本施策 4 ■ 安全で安心なまちづくり

### 施策 1 地域防災の推進

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がい者など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、避難行動要支援者の安全確保については、地域ぐるみの支援活動が大切になります。

そのためには、避難行動要支援者の情報を把握・共有して、避難や避難生活を地域で助け合うしくみが必要です。

市では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制などの地域での防災体制の強化を図っています。また、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に支援が必要な方についての把握を行いました。

さらには社会福祉協議会や、民生委員児童委員においても独自の活動の中で、要配慮者の把握など避難行動要支援者対策に取り組んできました。

今後も町内会・自治会や自主防災組織等の協力を得ながら避難行動要支援者対策を推進します。

#### **《具体的施策》**

- ・災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、支援体制の整備に努めます。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 地域福祉推進のための連携・協働

地域福祉計画を推進するためには、市民、福祉サービス提供事業者、市がお互いの役割を自覚しながら、連携・協働の取組が必要です。これらの取組を強化し、地域における様々な課題を解決することで、本計画の理念である「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」へとつなげます。

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、主体的に地域福祉活動への参加が大切です。それらの活動を通じ地域における課題点やいま自分には何が出来るのか、地域福祉には何が必要なのかなど自ら検証することが、やがて地域全体としての助け合いや支えあいにつながります。最初は小さな取組であっても、地域全体に広がって行けば、それはとてつもなく大きなものになります。

#### (2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の意向を十分に把握するのはもちろんのこと、市民が本当に求めているものは何かを的確に把握し、それに応えていかなければなりません。また、サービスの質の向上に努め、事業内容の情報提供など利用者の目線にたった取組が求められます。

#### (3) 市の役割

市は、市民や関係機関・団体、社会福祉協議会等と連携し、地域に根ざした施策の展開を図ります。また、多様化するニーズに的確に対応し、きめ細かな公的サービスを総合的に提供するよう取り組みます。さらには、地域福祉活動への市民参加の機会を拡充するために必要な支援を行います。

## 2. 計画の周知

---

地域福祉を推進するためには、「第3期恵庭市地域福祉計画」の目指す地域福祉の方向性や取り組みなどを、市民や関係機関、団体、福祉サービス事業者等広く周知する必要があります。

そのため、市のホームページや社会福祉協議会のホームページにリンクを掲載、さらには概要版の配布など広く周知を図ります。

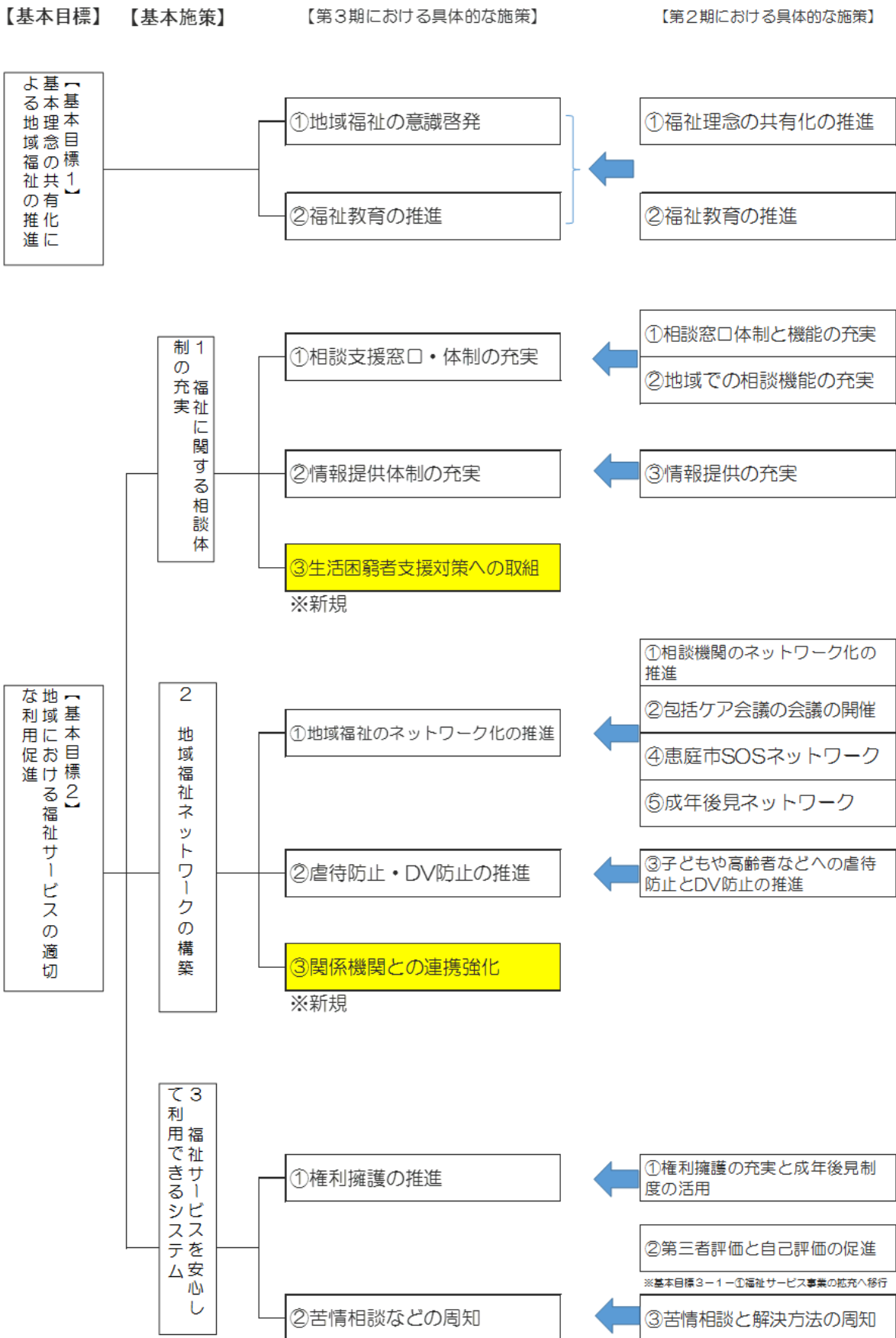
## 3. 計画の進行管理

---

この計画を総合的に推進するため、庁内組織である「恵庭市社会福祉推進会議」において、進行状況を管理します。

また、この計画は市民や関係機関・団体、市などの連携により推進されるものであることから、これらの方から構成された「恵庭市社会福祉審議会」において、様々な分野の方から広く意見を伺いながら進行状況を管理します。

# 第3期恵庭市地域福祉計画の体系

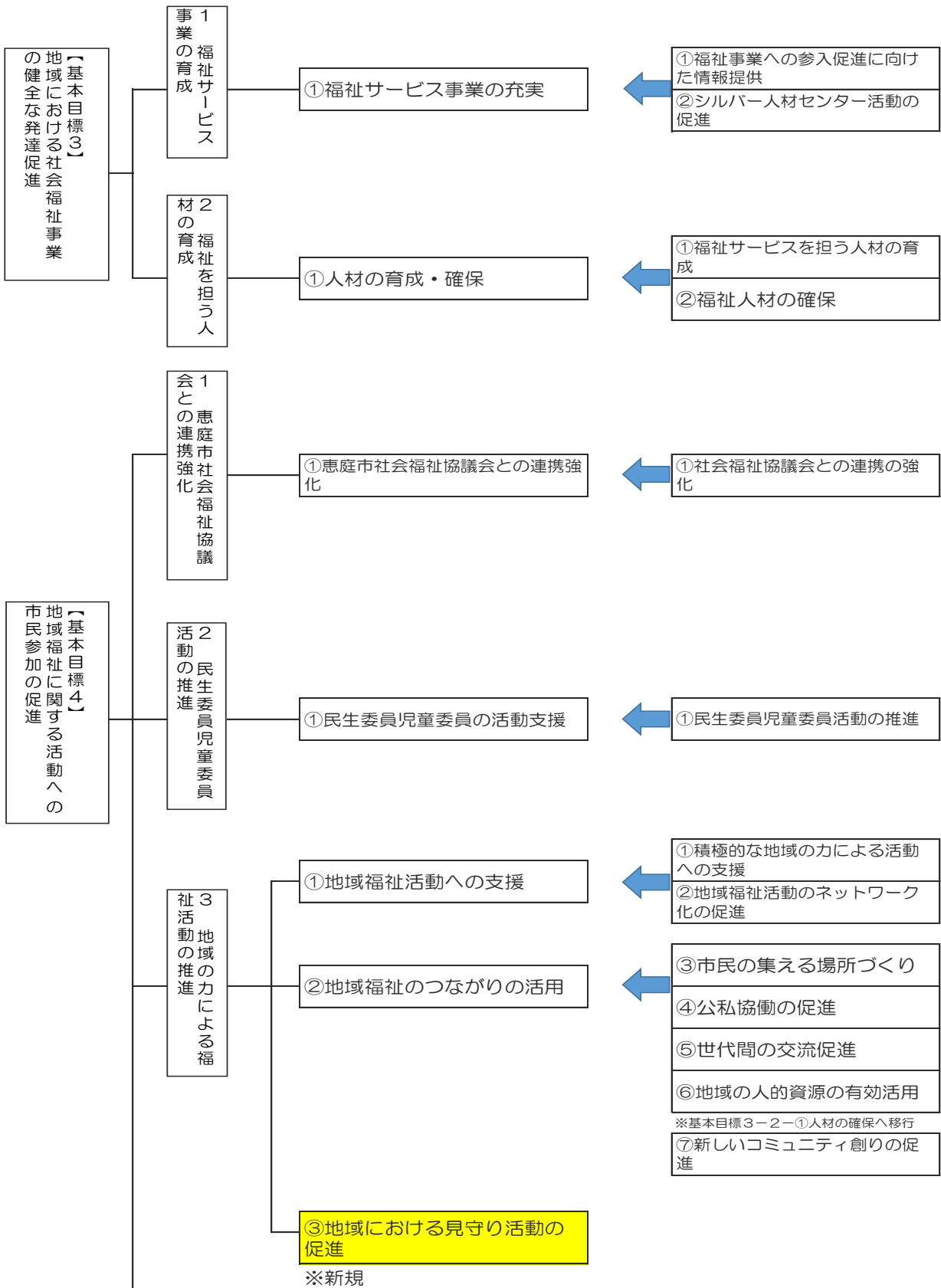


【基本目標】

【基本施策】

【第3期における具体的な施策】

【第2期における具体的な施策】



【基本目標】

【基本施策】

【第3期における具体的な施策】

【第2期における具体的な施策】

